

別表第1（第2条第4項、第3条関係）

加入金、会費の賦課徴収基準及び払込み方法

1 加入金賦課基準

（1）個人 5,000円

（2）法人 10,000円

ただし、定款会員の青年部及び女性部の正副部長には賦課しないものとする。

2 加入金払込みの方法

加入金は、加入承諾書到着後30日以内に払込むものとし、原則として、指定金融機関振込みとする。

3 会費賦課基準

会 員 区 分		賦 課 区 分	月 額 (円)
①一般会員 (商工業者)	個 人	従業員数 0人	1,000
		従業員数 1人以上4人以下	1,500
		従業員数 5人以上10人以下	2,000
		従業員数 11人以上20人以下	2,500
		従業員数 21人以上	3,000
	法 人	従業員数 0人	1,500
		従業員数 1人以上4人以下	2,000
		従業員数 5人以上20人以下	2,500
		従業員数 21人以上	3,000
②定款会員	青年部・女性部の部長及び副部長		800
	中小企業等協同組合、信用金庫、相互会社、社団法人		3,000
	スタンプ会、商店会、法人会、青色申告会、公社		2,500
	上記以外		2,000
③特別会員	個 人	一般会員に準じる。	
	法 人		
	上記以外	定款会員に準じる。	

＜附帯事項＞

（1）従業員数は、前年度の労働保険料等算定基礎賃金等の報告（役員で従業員扱い者及びパートタイマー等臨時雇用者を含む。）を基本とする。なお、八幡平市外に本社、支店等がある場合は、原則として市内の当該事業所単位の従業員数による。